

相模原労福協規約

相模原労福協規約 (相模原地域労働者福祉協議会規約)

第1章 総則

(名称)

第1条

この会は、神奈川県相模原地域労働者福祉協議会といい、略称「相模原労福協」と称する。

(事務所)

第2条

この会の事務所は、神奈川県相模原市中央3丁目12番1号に置く。

(目的)

第3条

この会は、神奈川県労働者福祉協議会（以下「神奈川労福協」という。）の目的・諸課題を地域において展開し、労働者（勤労者）福祉活動を推進する。そして、労働団体と事業団体の社会的役割の発揮・行政などの各種社会福祉施設の浸透に寄与しつつ、労働者（勤労者）とその家族及び住民の経済的、文化的向上を目指すこととする。

(活動)

第4条

この会は、前条の目的を達成するため、神奈川県労福協に加入し、次の行動を行う。

- (1) 神奈川県労福協の諸活動の推進
- (2) 神奈川県労福協の構成各事業団体の育成、強化
- (3) 自治体との連携
- (4) 健康増進・体育・文化・レクリエーションなど諸行事の開催
- (5) 労働者（勤労者）福祉の啓発・教育宣伝・調査研究
- (6) その他地域において目的達成の必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条

この会は、相模原市に所在する次の団体をもって構成する。

- (1) 労働組合
- (2) 労働福祉事業団体等
- (3) 加入を希望し、理事会の承認を得た団体

第3章 加入及び脱退

(加入)

第6条

この会に、加入を希望する団体は所定の申込書に必要事項を記載し、会長宛に届け出て、理事会の承認を得ることとする。

(脱退)

第7条

この会から、脱退を希望する団体は、その理由を記した書面をもって、会長宛に届け出て、理事会の承認を得ることとする。

第4章 機関

(機関)

第8条

この会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(総会)

第9条

1. 総会は、この会の最高議決機関として、毎年1回定期的に会長が招集し開催する。ただし、理事会が必要と認めた場合又は、会員の2分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開かなければならない。
2. 総会は、理事会で定めた代議員・役員及び会長で構成する。
3. 総会議長は、その都度総会において選出する。
4. 総会は、次のことを決議する。
 - (1) 活動報告及び活動方針
 - (2) 会計報告及び予算案
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他重要な事項

(理事会)

第10条

1. 理事会は、総会に次ぐ議決機関として、役員で構成し、会長が招集する。
2. 理事会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(常任理事会)

第11条

常任理事会は、執行機関として、会長、副会長、事務局長、事務局次長をもって構成し、会長が招集する。

第5章 会 議

(会議の成立)

第12条

1. 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、代議員1名につき1名の委任状により出席とみなすことができる。
2. 理事会は、2分の1以上の出席をもって成立する。

(会議の決議)

第13条

1. 会議は、すべて合議制とし、満場一致の決議を原則とするが、賛否を問う場合は、出席者の過半数をもって決する。
2. やむを得ない理由のため総会・理事会に出席できない代議員・役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。その代議員・役員は出席したものとみなす。なお、この場合における規定の適用については、理事会において確認をする。

第6章 役員及び職員

(役員の定数)

第14条

この会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第15条

役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この協議会を代表し、業務を統括するとともに、すべての執行上の最高責任者とする。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の指示を受けて事務局を掌握し、会全般の業務を処理するとともに会計事務を処理する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、業務に参画し、担当業務を執行処理する。
- (6) 監査は、この会の業務を監査し、定期総会に報告する。

(役員を選出及び任期)

第16条

1. 役員を選出するため「役員選考委員会」を設ける。役員選考委員の選出方法及び詳細は、理事会で定める。
2. 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任は防げない。
3. 役員に欠員が生じた時は理事会においてこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第17条

1. この会に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会に出席することができる。

(職員)

第18条

この会に、職員（パートを含む）を置くことができる。

第7章 会計

(経費)

第19条

1. この会の経費は、神奈川県労福協交付金、加盟団体の分担金、会費、助成金及び補助金、その他の収入をもって充てる。
2. 分担金、会費については、別に定める。

(会計年度)

第20条

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第8章 雑則

(委任)

第21条

この規約に定めるものの他、実施に必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

(規約の改廃)

第22条

この規約の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- この規約は、1996年10月1日より実施する。
- この規則は、2001年4月23日より一部改訂し実施する。
- この規則は、2005年4月19日より一部改訂し実施する。
- この規則は、2007年4月11日より一部改訂し実施する。
- この規則は、2020年5月20日より一部改訂し実施する。



相模原地域労働者福祉協議会
(相 模 原 労 福 協)

事務局 〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央3-12-1
市立産業会館 2階

TEL. 042-754-7937 FAX. 042-754-6552

<http://www.jtuc-sagamihara.jp/sagamihara/index.htm>